

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0880)

第3回 専門部会

令和6年8月8日 非公開

開催日時	令和6年8月8日	9時30分～11時35分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 群馬県最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	それでは、皆さまお揃いですので、事務局よりご報告申し上げます。 本日、ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名でございます。よって、本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なさった委員の方全員に、内容確認をさせていただいております。大変恐れ入りますが、ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。
事務局	ただいまより、第3回群馬県最低賃金専門部会を開催いたします。

	本日の専門部会ですが、途中で個別の協議も必要かと存じますので、労働者側委員は7階大会議室奥側、使用者側委員は7階大会議室手前側を用意しております。 必要な場合は、お使いいただきますようお願いいたします。 公益委員は、別途会場を準備いたしますのでよろしくお願いいたします。 進行につきまして、個別の協議等が必要な場合には、随時発言をしていただきまして、会議を休会するなどして、ご協議いただくということでお願いいたします。 議事に入る前に、本日の資料についてご説明いたします。 資料1は、既にメールでお示ししておりますけれども、群馬弁護士会会長から提出されました「群馬県において最低賃金を大幅に引き上げることを求める会長声明」でございます。 では、この後の議事進行につきましては、 部会長にお願いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。
部会長	議題に入る前に、ただいまの事務局からの資料の説明につきましてご質問等ございますか。
各委員	【特になし】
部会長	よろしいでしょうか。 それでは、会議次第に従いまして議事に入らせていただきます。 群馬県最低賃金額の審議に入ります。 引上げ額の具体的な金額について、提示していただきたいと思います。 まずは労働者側委員の先生方から、ご意見をお伺いいたします。 委員お願いいたします。
 委員	労側委員の です。よろしくお願いいたします。 まず労側から金額の要求をしたいと思います。 誰もが安心して働き暮らせる水準の1,000円に早期に到達させるためにも、現在の最低賃金の全国加重平均1,004円を目指し、群馬県の地域別最低賃金935円との差額69円を要求いたします。 よろしくお願いします。
部会長	使用者側委員の先生からも、ご意見をお伺いいたします。 委員お願いいたします。

■委員	使側の■でございます。 使側といたしましては、第4表③の結果、Bランクは賃金上昇率2.9%から考えますと、最賃935円×2.9%＝27.12円になります。よって、切り捨てて27円の提示をさせていただきたいと思います。
部会長	はい、ありがとうございます。 ただいまの、労使双方の提示された金額を確認いたしますと、労働者側からは69円、使用者側からは27円ということでしょうか。 ご意見をお伺いいたしましたが、それぞれのお考えがあり、労使各側のご意見はごもっともだと思います。ただし、それぞれのご意見はかなり隔たりがございます。もう少し歩み寄ることをお願いいたします。 労働者側委員、いかがでしょうか。 ■委員お願いいたします。
■委員	■です。 先ほどは1,004円ということで提示をしましたが、誰もが時給1,000円を達成させるためにも、ここはいったん先ほどの69円から4円差し引いて、プラス65円の1,000円を要求したいと思います。 よろしくお願いいたします。
部会長	使用者側委員はいかがでしょうか。 ■委員お願いいたします。
■委員	使側の■です。 それでは、令和5年度の前橋市の消費者物価指数3.2%、金額にしますと29.92円、端数を切り捨てて29円を提示させていただきたいと思います。
部会長	はい、ありがとうございます。 ただいま、労使双方の提示された金額は、労働者側委員からは65円、使用者側委員からは29円ということでしょうか。 しかしながら、まだ開きがあります。36円もの開きがございますので、歩み寄っていただけないでしょうか。 労働者側委員いかがでしょうか。 ■委員お願いいたします。

委員	はい、です。 今春闘で、連合群馬集計分での春闘の賃上げ率が 5.4% になっていますので、現行の 935 円の 5.4%、50.49 円と、あと近隣県との額差是正のうちの 10 円を足して、端数を切り上げた状態で 61 円、996 円を要求したいと思います。 よろしく願いいたします。
部会長	ただいま、労働者側委員からは 996 円の提示がございました。先ほどより 4 円下げていただきました。 使用者側委員はいかがでしょうか。 委員お願いいたします。
委員	使側のです。 それでは、経団連の春季労使交渉の中小企業集計分、こちらのほうが 3.92%、金額にして 36.6 円、端数切り上げで 37 円を提示させていただきます。
部会長	ありがとうございます。 使用者側におかれましても、先ほどは 29 円でしたので、8 円歩み寄っていただき 37 円ということです。 それぞれの様々なデータなどを参考にされてご意見をいただいておりますことと存じますが、本年度はすべてのランクで目安額が 50 円と示されております。これを参考にした場合、まだ双方が提示されている金額はかなりの開きがございます。もう少し歩み寄っていただけないでしょうか。 労働者側委員はいかがでしょうか。
委員	はい、労側のです。 先ほど、賃上げ率 5.4% の 50.49 円で、端数を切り上げということをお願いしましたが、今度は端数を切り捨てて、プラス 60 円の 995 円を要求したいと思います。 よろしく願いいたします。
部会長	使用者側はいかがでしょうか。 委員お願いいたします。
委員	はい、過去最高でありました昨年の回答額と同額の 40 円ではいかがでしょうか。

部会長	ただいま、労使双方から提示された金額を確認いたしますと、労働者側委員からは 60 円、使用者側委員からは 40 円ということでしょうか。 できれば、委員の先生方が合意して金額を決められれば良いと思っておりますので、もう少しご理解をいただけないでしょうか。 労働者側委員のご意見をお伺いいたします。 ■■■委員お願いいたします。
■■■委員	はい、■■■です。 先ほど、近隣県との額差是正が 10 円という風に申しましたけれども、今回は 2 円歩み寄って 58 円、金額で 993 円の要求をしたいと思います。 よろしくお願いいたします。
部会長	それでは、使用者側のご意見をお願いいたします。 ■■■委員お願いいたします。
■■■委員	はい、■■■です。 連合本部集計の春闘結果より、300 人未満の賃上げ率は 4.45% でありまして、935 円に 4.45% をかけて、41.61 円の端数を切り捨てて 41 円を提示させていただきます。
部会長	ありがとうございます。 ただいま、労働者側からは 58 円、使用者側からは 41 円の高額の提示がございました。まだ金額に開きがございますので、もう少し歩み寄っていただけないでしょうか。 労働者側のご意見をお願いいたします。 ■■■委員お願いいたします。
■■■委員	はい、労側の■■■です。 先ほど、近隣県との額差是正というところを 8 円としましたが、今度は 2 円歩み寄って 56 円、金額で 991 円を要求したいと思います。 よろしくお願いいたします。
部会長	使用者側のご意見も踏み込んでいただけないでしょうか。 ■■■委員お願いいたします。

委員	です。 連合が昨年集計した最賃上昇率の最小値が 4.47%でした。これを切り上げて 4.5%、金額にして 42.08 円、端数切捨てをして 42 円を提示させていただきます。
部会長	ありがとうございます。 かなり歩み寄っていただいたところでございますが、さらに踏み込んでのご意見はいただけないでしょうか。 いかがでしょうか。労働者側のご意見を願います。 委員願います。
委員	はい、労側です。 先ほど来お話をしております基本的な考え方については変わっておりませんが、額差是正の部分ですね、ここを 1 円歩み寄って 55 円の 990 円を要求したいと思います。 よろしく願います。
部会長	ありがとうございます。 使用者側のご意見はいかがですか。 委員願います。
委員	はい、先ほど 42.08 円の端数を切り捨てましたけれども、今回は端数を切り上げさせていただいて 43 円を提示させていただきたいと思います。
部会長	ありがとうございます。 使用者側委員からは、先ほどより 1 円歩み寄っていただき 43 円のご意見をいただきました。 ここまで審議していただきましたが、まだ双方のご意見に隔たりがございます。労使双方の合意ができるところまでご意見をいただきたいと思います。 いかがでしょうか。労働者側委員から願います。 委員願います。
委員	まだ双方、主張に開きがありますので、できればですね、労使それぞれで検討する時間をいただきたいと思いますので、よろしく願います。
部会長	はい、ただいま労働者側から、労働者側委員で協議を行いたいと

	いう要望をいただきました。協議を行っていただき、合意点を検討していただきたいと思います。 使用者側はいかがでしょう。 ■■■委員お願いいたします。
■■■委員	使用者側といたしましても同感でございます。
部会長	ありがとうございます。 それでは、労働者側だけでなく、使用者側も協議をご希望されるということですので、それぞれ協議を行っていただくことといたします。 協議を行う場所は、どこにいたしましょうか。移動いたしましょうか。それともこの場にいたしましょうか。どちらがよろしいでしょうか。
■■■委員	はい、■■■です。 移動したいと思います。
部会長	使用者側も場所を変えたほうがよろしいでしょうか。
■■■委員	はい、移動したいと思います。
部会長	それでは事務局は協議場所を案内していただければと思います。 協議の時間と移動の時間を考慮して 20 分間休会といたします。
事務局	そうしましたら、20 分ということですので 10 時から再開ということによろしいでしょうか。
	【協議のため休会】
部会長	よろしいでしょうか。それでは、皆さんがお揃いになりましたので、審議を再開いたします。 進め方ですが、どのようにご意見をお伺いいたしましょうか。 労使同席のままで、それぞれのご意見をお伺いするということによろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】

部会長	はい、ありがとうございます。 それでは、労働者側から改めてご意見をお伺いしたいと思います。 ■■■委員お願いいたします。
■■■委員	労側の■■■です。 先ほどから基本的な考え方は変わっておりませんが、ただ額差是正のところですね、先ほど額差是正のところを5円としましたが今回は4円ということで、1円歩み寄った形で54円、金額989円を要求したいと思います。 よろしくお願いいたします。
部会長	使用者側はいかがでしょう。 ■■■委員お願いいたします。
■■■委員	使側の■■■でございます。 連合の集計の春闘結果5%、金額にして46.75円の端数切捨て46円を提示させていただきたいと思います。
部会長	ありがとうございます。 労働者側におかれましては54円、使用者側におかれましては46円ということでございます。まだ、8円の開きがございますが、もう一歩歩み寄っていただくことはできないでしょうか。 いかがでしょうか。労働者側委員の先生お願いいたします。 ■■■委員お願いいたします。
■■■委員	はい、労側の■■■です。 近隣県との額差是正、どうしてもこだわっていきたい部分ではあるのですが、ここはですね、1円歩み寄って53円の988円を要求したいと思います。 よろしくお願いいたします。
部会長	ありがとうございます。 使用者側委員の先生もお願いいたします。 ■■■委員お願いいたします。
■■■委員	使側の■■■です。 先ほどは46.75円の端数を切り捨てましたけれども、今回は切り上げて47円で提示させていただければと思います。

部会長	ありがとうございます。 労働者側からは 53 円、使用者側からは 47 円と歩み寄っていただきましたが、もう少し歩み寄りをしていただくことはいかがでしょうか。 労働者側委員いかがでしょうか。
委員	労側の 委員 です。 使用者側からですね、かなり歩み寄っていただいております。こちらに関しては感謝しております。 ただ、労働者側としては、今回何度も申し上げておりますように、近隣県との額差是正にこだわっております。 よって、今回も 53 円で先ほどと変わりません。988 円を再度要求したいと思います。 よろしくお願いいたします。
部会長	ありがとうございます。 使用者側委員はいかがでしょう。 委員 委員 お願いいたします。
委員	それでは、先ほどの切り上げから 1 円を歩み寄って 48 円を提示させていただければと思います。
部会長	はい、ありがとうございます。 労働者側は 53 円、使用者側は 48 円と歩み寄っていただきましたが、もう少し歩み寄りはいかがでしょう。 労働者側委員 お願いいたします。 委員 委員 お願いいたします。
委員	委員 です。 先ほどから申し上げているとおり、近隣県との額差是正にはこだわっていますが、もう少し歩み寄りをとということです。こちらからは 1 円歩み寄るとすることで 52 円を要求したいと思います。 よろしくお願いいたします。
部会長	ありがとうございます。 労働者側は 1 円歩み寄っていただきました。 使用者側委員はいかがでしょう。

	委員お願いいたします。
委員	使側の です。 まあ、使用者側とすればかなり厳しい数字ではございますが、1円歩み寄って 49 円を提示させていただければと思います。
部会長	ありがとうございます。 かなり歩み寄りが見られましたが、もう少し歩み寄りは可能でしょうか。 労働者側委員いかがでしょうか。
委員	です。 もう少しということですので、労働者側としましては、もう 1 円歩み寄りをいたしまして 51 円を要求したいと思います。 よろしくお願いいたします。
部会長	使用者側委員はいかがでしょう。 委員お願いいたします。
委員	使側の です。 使用者側とすれば、もう非常に厳しい数字までできておりまして、一応 1 円を上乗せして、目安額の 50 円という形で提示させていただければと思います。
部会長	はい、ありがとうございます。 労働者側 51 円、使用者側 50 円となりましたが、労働者側はいかがでしょう。 委員お願いいたします。
委員	はい、 です。 労働者側としては、近隣県との額差是正を考えますと、この 51 円から下げるとは今回難しいと考えております。 よろしくお願いいたします。
部会長	使用者側はいかがでしょう。 委員お願いいたします。
委員	使用者側といたしましても、目安、これ以上は難しいという判断でございます。

部会長	労働者側、使用者側とも、これ以上の歩み寄りには難しいとのことですが、いかがでしょうか。 ■■■委員お願いいたします。
■■■委員	労側の■■■です。 まあ、お互いこれ以上の歩み寄りには難しいということですので、ここです、公労及び公使協議を要望したいと思います。 公益委員の皆さまに、労働者側、使用者側、それぞれの立場の意見を聞いていただいて、公益委員の皆さまの見解をお聞きしたいと思っております。
部会長	はい、ただいま労働者側委員より公労、公使協議の要望がございましたが、使用者側はいかがでしょう。 ■■■委員お願いいたします。
■■■委員	はい、使用者側としましても合意はできないということですので、こちらとしても協議を要望したいと思います。
部会長	労働者側、使用者側、共に協議の要望がございましたので、これから公使及び公労協議を行いたいと思います。 それでは休会といたしまして、別室において個別に協議いたしますので、控室まで移動をお願いいたします。
事務局	先ほどの協議のそれぞれのお部屋でよろしいでしょうか。すみません、よろしくお願いします。 【公使及び公労協議のため休会】
部会長	よろしいでしょうか。専門部会を再開いたします。 ただいま公益として、労働者側、使用者側から個別にご意見をお伺いいたしました。それぞれ、ご検討を非常に真剣にさせていただきました。それぞれのお考えがあり、労使各側のご意見はごもつともであるかと存じます。労使双方のご意見をいただき、引き上げ額、労働者側 51 円、使用者側 50 円ということで理解いたしました。 それでは、次の調整段階に入っていくことになろうかと思われま。先ほど、公益が個別にお伺いした中で、公益判断に委ねるとのお話があったので、これからの提案といたしましては、公益による見解を出すということで、次に進めて参りたいと思いま

各委員	すがいかがでしょうか。 【異議なし】
部会長	よろしいでしょうか。 労使のご了解をいただきましたので、これから公益委員による協議を行いたいと思います。度々で誠に恐縮なのですが、労使の先生方にはそれぞれ控室でお待ちいただければと思います。 よろしくお願いいたします。
部会長	【公益協議のため休会】 よろしいでしょうか。お待たせいたしました。 それでは再開いたします。 公益で協議いたしました、公益見解を述べさせていただきます。これまでの労使それぞれの主張と、最低賃金の三要素、地域における労働者の生活費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力、中央最低賃金審議会答申における公益見解及び本専門部会で示された資料における指標などを踏まえ、総合的に熟考いたしました。が、目安額を超える根拠が見出せない状況です。 よって、公益委員見解といたしましては、目安額どおり引き上げ額 50 円を提示することといたします。 それでは、引き上げ額 50 円ということで採決をとりたいと思いますがよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	はい、採決には公益も含まれますが、私、部会長は採決に加わりません。そういう進め方ですけれども、よろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	それでは、引き上げ額 50 円の公益案に賛成の方の挙手をお願いいたします。 賛成 5 名。 反対の方の挙手をお願いいたします。 反対 3 名。 事務局は確認よろしいでしょうか。

事務局	はい、確認いたしました。
部会長	そうしますと、私を除いた8名のうち、賛成5名、反対3名ということになります。 よって、賛成が出席委員の過半数を超えておりますので、最低賃金審議会令第5条第3項によりまして、公益案を決議とさせていただきます。 ただし、全会一致ではありませんので、審議会令第6条第5項の適用はございません。その旨、審議会に結果報告することといたします。 その他、事務局で何かございますでしょうか。
事務局	はい、全会一致とはなりませんでしたので、専門部会としては部会長名による報告書を作成いたしまして、審議会に報告し、審議会でも専門部会の報告に基づく審議をしていただくこととなります。 この後、報告書の案を準備させていただきますけれども、この案につきましてご説明申し上げます。 中央最低賃金審議会の答申の別紙1に記載されておりますとおり「審議の時点における最新のデータに基づいて、生活保護と最低賃金の比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当」とされております。 これに基づきまして、最新のデータと比較した結果、群馬県最低賃金は生活保護を下回っていなかった、ということを報告書に記載させていただきますこととなります。 この取り扱いでよろしいでしょうか。
部会長	ただいま事務局から説明があった報告書記載については、よろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	その他、ご意見などございますでしょうか。 ■■■■委員お願いいたします。
■■■■委員	はい、使用者側委員の■■■■でございます。 金額についての議論は尽くされたと思いますが、以下、付帯の要望事項を述べさせていただきたいと思います。 ひとつは例年要望しております、中小企業の賃上げのための環

境整備、支援策のさらなる拡充を求めるとともに、特に小規模事業者への情報の届け方の工夫及び支援策を受けるために必要な諸手続き遂行に対する人的援助など、制度が知られていないとか、知っていても対応できないという状態を解消する手立てを強く要望いたします。

また、これも昨年度要求しております就業調整の問題です。人材の調達が大きな経営課題となっている現状、年収制限等による就業調整は、企業経営をさらに厳しいものとする要因となります。いわゆる年収の壁を低くするというような政策では足りないほど人手不足は深刻ですし、これから益々大きな問題となります。働き方に中立な制度に向けて、そのような年収の壁的な政策はすべて廃止することを要望いたします。

さらに、中小企業の賃上げ原資確保支援として、中小企業に対する優遇税制を導入するとともに、可処分所得増加のため、所得税減税と社会保険料減額により国民負担率を下げ、また、社会保障制度の見直しなど、将来不安の払拭により消費性向を向上させる施策が必要と考えております。

以上につきまして、報告書及び答申書文に記載することにつき発議させていただきます。ご審議ご承認いただきますことをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

部会長

ありがとうございます。

■委員からご意見がございました。

このご意見は、部会長といたしましても、もっともなご意見であると理解するところでございます。このご意見を報告書に盛り込むことについて、労働者側委員の先生ご意見はございますでしょうか。

■委員お願いいたします。

■委員

はい、労側の■です。

今回ですね、非常に難しい協議となりまして、労使での金額合意に至らなかったというところで、公益委員の皆さまに、それぞれの立場で意見を聞いていただいた上で、金額提案をしていただきました。

労働者側としては、今回近隣県との額差是正分を受け入れていただけなかったことは残念な部分ではありますが、労使の意見を含めてですね、議論を尽くした結果としての50円ということですので、結果については受け入れたいと思います。

	先ほど、 委員からお話があった付帯事項についても、労働者側からも強く要望したいと思っております。労側としても、ただ上げろ、上げろ、ではなくて、中小企業の支援等についての提言を県に対して行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 また、昨年来やられています価格転嫁の件についても、なかなか中小は進んでいないという現状もございますので、そちらについてもしっかりと行政の立場等も含めて進むような施策を進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。 私からは以上です。
部会長	ありがとうございます。 それでは、公益の先生方いかがでしょうか。
各委員	【特になし】
部会長	よろしいでしょうか。 では、そのようにお願いいたします。 事務局には、ただいまの使用者側からのご意見を反映した報告書の作成をお願いいたします。
事務局	はい、承知いたしました。 それでは報告書（案）を準備いたしますので、休会をお願いしたいと思います。
部会長	それでは暫時休会といたします。 【報告書（案）作成のため休会】
部会長	よろしいでしょうか。 では、会議を再開いたします。 専門部会から審議会会長あての報告書を確認させていただきます。事務局のほうでお願いいたします。
事務局	はい、それでは報告書（案）をお配りいたします。 【報告書（案）を全委員に配布】
事務局	報告書（案）を読ませていただきますので、ご確認をお願いいた

	します。 【報告書（案）朗読】
事務局	以上でございます。
部会長	ありがとうございました。 では、報告書の内容を確認していただきたいと思います。 本文に、別紙１「群馬県最低賃金」と、別紙２「群馬県最低賃金と生活保護との比較について」が添付された報告書になります。 委員の先生方にお諮りしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	それでは報告書を群馬地方最低賃金審議会会長あて提出することといたします。 よろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	最後に事務局から何かございますでしょうか。
事務局	最後に報告書をまとめていただきましたことに対しまして、津田労働基準部長からご挨拶申し上げます。
労働基準部長	ただいま、群馬県最低賃金専門部会として、群馬県最低賃金の改正決定に関する報告書をまとめていただきましたので、皆様に一言、御礼のご挨拶を申し上げます。 本年度の審議につきましては、群馬県における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力等の実態として、消費者物価指数等、各種の数値・指標等を踏まえた真摯なご議論を尽くしていただきました。誠にありがとうございました。 皆様のご尽力に、心から深く感謝申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。 誠にありがとうございました。
部会長	ありがとうございました。 その他につきまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。

事務局	はい、参考でございますが、この後開催されます審議会において答申が行われ、本日中に公示した場合、異議の申出期間は公示日の翌日から起算して15日間となっています。計算いたしますと期限が8月23日の金曜日となります。 従いまして、異議の申出があった場合は、8月26日の月曜日の午前10時からの審議会でご審議をいただくこととなります。 以上でございます。
部会長	これについて、質問などございますか。
各委員	【特になし】
部会長	ありがとうございます。 本日の審議項目は以上ですが、他にご意見等ございますか。
各委員	【特になし】
部会長	はい、ご意見等ないようです。 それでは最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項は無し、ということでよろしいでしょうか。
各委員	【特になし】
部会長	ありがとうございます。 非公開事項は無し、と確認いたしました。 それでは、以上で第3回専門部会を閉会とさせていただきます。ご審議、誠に疲れさまでした。